

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片 山 篤

市町村名 (市町村コード)	久米南町 (663)		
地域名 (地域内農業集落名)	上神目地区 (上神目・神目中上)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月18日 (第1回)		

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農事組合法人が農地の引き受けや集約化を進めてきたが、他の農業者も含め、地域全体的に耕作者の高齢化や後継者不足の影響により、近い将来には離農等が原因で管理が困難となる農地が増えることが懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・当地域においては、水稻や露地野菜の栽培が多い。10年後には担い手は減少していると考えられるため、農地の利用の在り方や道路や水路、畔などをどのように管理していくか考える必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の目標地図に載せた農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。

保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手の高齢化で耕作者が減少しているなか、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・所有者の意向、受け手の確保が調整できれば、農地中間管理機構を活用して農地の賃貸借を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・状況に応じて地域で話し合い、必要な基盤整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農事組合法人を中心に、今後も地域の農業を支えていけるよう地域と関係機関が連携して支援していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農事組合法人が中心となって多くの農地の作業を受託し、効率化を図り、農業経営を維持できる体制をつくっている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①有害鳥獣被害対策として、引き続き防護柵等の設置や管理を地域で取組む。				
⑦地域内の農地の保全・管理を協力し合い、農業用施設(水路・農道等)の維持管理を実施する。				